控訴審判決批判

最高裁への上告理由書作成と並行して、当会やミニコミ・マスコミなどに寄せられた判決批判を招介していくことにします。会員・読者の皆さんも、どしどし、批判・感想をお寄せ下さい。

今回は、判決直後の原告・住民のナマの声を、浦和での「２・２集会」（別項参照）の資料集から転載させてもらいました。

勝ったやら敗けたやらわからない

私はもう言葉もありません。あんななさけない、裁判所のあまりのあわれな姿を、われわれは目前に見せつけられたわけでございます。どうしたらいいですか。われわれは、ここですっこんでいいでしょうか。どこまでも斗います。正当な理論があるならば、堂々と説明してもらってよかったはずなんです。それが弁明もなされずに、わずか一藤田団長が言われるなら一３秒だったといいます。

私は、勝ったやら敗けたやら全然わかりません。これではわれわれは、本日持ってまいりましたあの写真の遺影に、あの人たちに対しても申しわけないと思います。

（広野さん、判決糾弾集会あいさつから）

逃げ腰やった

非常に暴言だった。

はじめに藤田先生が発言を求めたけれど、発言に耳も貸さず一方的に押し切るかたちでわずか３秒で終ってしまった。もう逃げ腰やったな。　（坪内さん）

（以下７頁左下に続く）

「控訴審不当判決に抗議し、伊方原発反対斗争に連帯する２・２集会」

表記の集会が、「埼玉・伊方訴訟を支える会」と、「伊方・東海訴訟を支援する会」との主催で、２月２日夜、浦和市市民会館で開かれた。

伊方現地や１２・１４判決当日の様子を伝えるスライド上映に始まり、広野さんが現地斗争の経過と、ひき続き反対斗争をやり抜く決意を表明。久米補佐人が判決批判を、渡辺好庸氏が経済的観点からの「日本の原発の現段階」を、それぞれ報告。市川定夫氏はじめ各方面で運動している人たちから、それぞれの活動に結びつけた連帯のあいさつがあった後、伊方に学び、さらに伊方支援の輪を広げよう、と決議して閉会した。

会計報告（'84.12/26～'85.2/4）

収入	
会　費	124,000
ニュース購読料	77,750
カンパ	31,000
コピー代金	6,000
計	238,750
支出	
ニュース印刷代	42,000
振替手数料	1,000
郵　送　料	11,070
会　場　費	9,000
事務用品費	11,390
ゼロックス・リース料	14,300
ゼロックス・コピー料	38,936
計	127,696
差引	111,054
積立金合計	1,195,405

伊方訴訟ニュース

第138号

1985年2月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先：〒530 大阪市北区西天満４-９-15 第一神明ビル
藤田法律事務所内☎ 06-363-2112 口座大阪 3-48780

1号炉訴訟

原告らの上告を最高裁受理
理由書提出期間を６月末まで延期

既報のように、昨年１２月２７日、原告団と弁護団の代表は、控訴審判決の取消しを求めた最高裁あての上告状を高松高裁に提出したが、最高裁は同日付で、上告を受理する旨の通知を弁護団あて送付してきた。

規定によれば、上告受理の日から５０日以内に上告理由書を提出しなければならない。しかし弁護団では、これほど重大な事件であり、書面作成にも時間がかかるとして、理由書提出期間の延長を高松高裁あて上申していた。これに対し高松高裁は、あの宮本勝美裁判長ら３名の裁判官の名で、「上告理由書提出期間を昭和６０年６月３０日まで伸長する」との、１月２１日付の決定書を弁護団あて送付してきた。

行政に屈服した高松高裁の判決が、いかに条理に反したものであり、同時に、憲法に違反したものであるかを、明快に指摘した理由書を作成するため、目下、弁護団を中心に作業が進められている。

「控訴審判決（主文と理由）」複製版の活用を

当会では、行政に屈した高松高裁の判決内容を、その原文から、じかに学び取っていただくために、判決文の「主文」と「理由」の部分の複製版（Ｂ５版１１０頁）を作成しました。その中では、一審判決のうち、国側にとって目ざわりだった部分を、控訴審判決がどのように「補正」し、行政へのサービスに努めたかを明らかにするため、「補正」された部分と対比してあります。

１部１０００円（送料込み、会員・読者の方は半額）ですが、会員・読者の皆さんはじめ多くの方々が、判決の学習に、複製版を活用されるよう期待しています。

２号炉訴訟

「中央構造線」を消した安全審査のデタラメを追及

２月８日の第２２回公判では、地盤・地震の安全審査に対する前回の追求にひき続き、わが国最大の活断層「中央構造線」を伊方原発沖で消滅させた安全審査のからくりを、住民自身の資料調査に基いた手作りの文書と図面を示しつつ徹底追及した（詳細は次号）。

２号炉訴訟

原告準備書面

１９８４年１０月５日提出（その２）
（前前号第１３６号に続く）

(一) 地震の巣がなぜか安全地帯と変わる作文の錬金術

(2) ２号炉周辺は大地震の巣ー被告が消した地震が示すものー(続)

一号炉控訴審では「二百キロ以内の震央図」として被告が明示していた二百キロ内の三十八個の地震が、本件二号炉の第一図では十八個に減っていることも、被告が何と弁明しようとも、右分類法使用の意図的なゴマカシで明らかになったごとく、やはり視覚的効果をより進めるために「敷地周辺に沢山の地震発生の事実が印象づけられるのはマズイ」と計算した挙句に大ナタをふるった結果であることがわかるのである。この様な、現実に存在している事象を被告の考えひとつで表示したり、しなかったり、あるいは減したり消してしまう、証拠資料のとり扱いと提出は、同図面が、被告が地盤・地震として唯一提出したわずか三六ページしかない書面の中にあるものであることを考えると、決して見過ごすことのできないものであり、被告の安全審査や本裁判に使用、提出する他の資料・証拠の内容にも大きな疑問を抱かざるを得ないのである。

(3) 土佐沖・南海沖の巨大地震と卓越周期ー「共振」がもたらす地盤の崩壊ー

一八五四年一二月二三日（嘉永七年十一月四日）東南海地震M八・四が発生し、中部、近畿、東海地方全域に大きな被害を与えた。更に翌日、南海沖地震M八・四が続けて発生し、再び甚大な被害が発生した。余りの異変の連続に、同月、年号が嘉永から安政に変更されたほどであった。これが世にいう安政の大地震である。そしてこの二日後の十二月二十六日（嘉永七年十一月七日）に、伊方二号炉地点より西南二十二キロの三崎半島上で伊予西部地震M七・〇が発生しているのである。次に紀州沖から西の日本近海で発生した巨大地震を見ると、六八四年、M八・四（第二図の図表番号４）▲一〇九九年、M八・〇（番号４２）▲一三六一年、M八・四（番号６８）▲一六〇五年、M七・九（番号９５）▲一七〇七年、M八・四（番号１６１）▲一八五四年、M八・四（番号２５２）▲一九四六年、M八・一（番号３７２）と、これまでに八回も発生している。この中でも六八四年の土佐沖地震(4)の評価は極めて重要である。伊方地点を含む愛媛県内に大きな被害を及ぼした一八五四年の南海沖地震（２５２）とマグネチュードは同じ八・四でありながら伊方地点との震央距離でいうと土佐沖が百キロ以上も伊方に近いからである。

ところが被告は、この巨大地震についての評価を、伊方地点での最大加速度を考える上で、全く考慮に入れていないのである。即ち被告は、被告準備書面（二）Ｐ１２において「敷地周辺において将来起るものと考えるべき地震」として「日向灘」「伊予灘・豊後水道及び宇和海地域」「安芸灘」のみをあげ、それぞれ、後に明らかにするごとく、勝手な数値を付した地震を記すのであるが、土佐沖はもちろん、

伊方地点を含む愛媛県内に被害をもたらしたことが明らかな四国・紀州沖の巨大地震は何の理由も示さずに切り捨てているのである。

また被告は添付書類六の「伊方地点の地震」で、「伊方地点の地震活動性の特徴を見るために、有史以来の被害地震のうちマグニチュードが６以上で、伊方地点からの震央距離が二〇〇キロ以下の地震を選び」（乙第二号証の一、六ー五ー一九）と、ここでも何の理由も根拠も示さずに「二百キロ」以上を切り捨てて、タイプＡだのＢだのという手前勝手な地震の区分けを書いてみせるのである。そしてその結果、タイプＡなるものには伊予灘、豊後水道及び宇和海地域の地震がこれに相当するとし、その最大のものとして一七四九年（寛延二年）のM七、推定震源距離三三キロ（震央一四キロ）、推定震源深さ三〇キロの伊予宇和島地震をあげ、敷地地盤での最大加速度は一六五ガル、卓越周期は〇・三秒程度と評価。タイプＢは日向灘・安芸灘として、一九四一年（昭和一六年）のM七・四、震源距離一〇三キロ（震央一〇一キロ）、震源深さ二〇キロの日向灘地震とし、最大加速度を四五ガル、卓越周期〇・五秒と評価（被告準備書面（二）、Ｐ１６）。それらについて、「本件原子炉施設を設計するにあたっては、敷地基盤における地震動の最大加速度を右タイプＡの地震については二〇〇ガル（一六五ガルに対して）、また右タイプＢの地震については八〇ガル（四五ガルに対して）とするなど十分余裕のある設計震動が設定されている」（同右、Ｐ１７）と記している。これは一見もっともらしく、安全審査において卓越周期を〇・三秒（近いもの）、〇・五秒（遠いもの）ととったことが合理的であるかのように見せかけたものである。ところが、この評価のために使用した地震の中には、前述した土佐沖地震M八・四や南海沖地震M八・四などが抜けているのである。この欠落が、実は土佐沖や南海沖、とりわけ土佐沖地震の重要性を示しているのである。即ち、原子力発電所の耐震設計上、卓越周期が重要であるという意味は、原発の地盤や施設の固有振動数と地震の周期とが一致して「共振現象」を起し、原発の重要施設部分が崩壊・破壊による損傷を受ける可能性があるからである。そして更に、震央距離が大きく（遠く）なると卓越周期も大きく（長く）なることは、被告提出の証拠、乙第二号証の五・四・二図で示されており、土佐沖地震M八・四、震央距離約百三十キロをあてはめると、卓越周期は約〇・八秒程度の長周期になり、南海沖地震M八・四、約二百三十キロなら一秒程度になる。この長周期の卓越周期は本件二号炉地盤・原子炉にとってどういう関係となるか？答えは「共振」関係となるということである。即ち被告らの本件伊方二号炉地盤における常時微動観測結果によると、同地盤の中で最も卓越した周期として唯一かつ顕著なものは一秒以上だったのである（甲十一号証の七、「伊方原子力地点地盤の耐震調査報告」）。証拠の中で調査者は「この様な長周期の顕著な卓越周期を有するためには、一般には、基盤上の地表層が軟弱かつ（この軟弱地盤が一原告注）相当に厚い地盤構造である必要があるが、…当地点の地盤構造は……非常に堅硬であり、このような長周期の卓越周期を説明することができない」と、調査者の意図にそぐわない思わぬ結果にろうばいし、この長周期を常時微動とは違う脈動だとハネのけているが、で

はその脈動とは何かというと「その発振源については種々の説があり、まだ結論を下すに至ってない。又脈動の工学面への応用に関しては全く研究されておらず、今後の課題と考えられる」（右と同じ）と明言して、要するに長周期があると困るので、調査者もなんのことかわからないが、とにかく何か別のものに言いかえてこの長周期の卓越周期を追い払うのだと、余りにも又正直に告白しているのである。

では、常時微動によってとらえられた卓越周期と地震との関係がどうなるかという点について、本件二号炉の安全審査で耐震審査を担当した大崎順彦元委員が執筆した近著から氏の説明を聞いてみよう。少し長いが引用する。「自由振動ではなく複雑な地震動でも、一定の周期をもつ単純ないくつかの振動からできていることは、すでにフーリエ解析によってみてきたところである。だから、地盤に複雑な地震波が下方から伝わってきた場合、地盤を通って地表面に到達する間に、地盤の卓越周期に等しい周期をもった成分が、しだいに成長し卓越してくる。つまり地盤そのものが、下方からの地震波と選択共振するのである。だから地盤の特性、つまり卓越周期は、地震動の周期特性に大幅な影響を与える。」「地震のときに大きくゆれるのは別にしても、大地は常時にも常にミリメートルの一〇〇〇分の一、つまりミクロンの単位で測るほどのきわめて小さい振幅ながら、絶えずゆれ続けているのである。…大地の常時微動を起こしている振動源は何か。実はよくわかっていないのだが、風・波といった自然の力、交通機関、工場の機械など人工の振動源の総合作用なのではないかと考えられている。…さらに常時微動の周期特性は一ぴったりとまではいかないが一その地点で観測された本物の地震動の周期特性と相当によく一致している。だから、ある地点の常時微動を測定すれば、将来その地点で起こる地震動の特性をある程度は予測できることになる」（甲十一号証ノ八、Ｐ１２８～１３１）と、地盤と卓越周期、そして地震との相関を明らかにしている。

このように大崎委員はわかっていながら、なぜ、本件二号炉地盤で唯一の卓越周期としてとらえられた長周期の卓越周期が、その理由もほとんどあいまいに捨てさられ、そしてこの長周期の卓越周期にこそ対応する、土佐沖や南海沖の巨大地震が考慮されなかった安全審査資料の誤りを指摘しなかったのか。その上に、この誤りを正すこともなくそのままに適切であると認めたのか。全く不可解としかいいようがないが、これではとうていまともな審査になっていないことだけは明らかである。

以上によって、被告がなぜ土佐沖や南海沖の巨大地震を無視し、これらの地震が伊予地点や愛媛県に与えた地震動や被害よりも、震度にして二ないし一も低い地震動の日向灘地震（一九四一年）を、最も遠くて大きい地震に選んだかという被告の意図が鮮明となる。そしてまた、先に明らかにした被告の「伊方地点より二百キロ内の」という理由なき二百キロという数字と、これを使用した第一図の円の存在理由も明白になるのである。被告らは図上でみる目で見た距離が、土佐沖や南海沖と日向灘（一九四一）地震との差が半分近くかそれ以下になるのに目をつけて、その地震動のケタ違いの違いや、余震域の広さの違いなど一切を隠して、あたかも距離が半分なら地震動もそれ位の減少になるかのような錯覚が生まれることを期待して、先の二百キロ図表を作成したと推測できる。

しかし、マグニチュードがM七・四とM八・四とM一の差があれば、地震動は実に三十二倍もの違いがあることがわかっている限り、（甲十一号証ノ九Ｐ２５）被告のはかなくもコソクな工作はたちどころにその底が割れてしまうばかりでなく、この様な被告のデタラデタラメな資料・審査によって被告が本訴訟で主張する「原子炉の安全性の問題は、事柄の性質上、専門の科学者の間において議論の対象となっている事項も多く、高度の専門的・科学的知見によらなければ判断の出来ない事柄であり、このような問題について、非専門家である裁判官が独自の立場において、その安全性について実体的に判断することが、行政処分の適否についての司法審査のあり方としては適切ではないことは明らかである」（被告準備書（一）Ｐ１６）と何度言いたててみても、「こんな審査のやり方が高度で専門的だと思っているような人に、どうして安全問題をまかせたりゆだねることができようか」と誰しもが、被告の言葉に耳を貸さなくなるだけである。

(4) 大崎委員も信用していないマグニチュードの切り下げ

さて次は、被告が本件二号炉敷地地盤の最大加速度値を算定するに際して使用した地震について、一八七四年前のものを理科年表記載の規模より一律にM〇・二低くし、また一八七四年から一九二六年までのものについては、これも一律にM〇・五もその規模を過少に見積って評価の資料として使用しているが（乙第二号証の二、８－１－４４）、これも全く正当な理由と根拠のない不当なものである。

先の証拠（甲十一号証ノ九、Ｐ２４～２５）で示した通り、マグニチュードの規模は対数的な増減を行うものであり、Mが〇・二増えれば地震動の大きさは二倍となり、M〇・五の増加は地震動にして六倍もの増大となる。にもかかわらず被告は「参考」として付記されている数値をいとも簡単に採用して、公式な数値を放りすてることによって、なんと資料として使用する地震の規模を六分の一から二分の一も小さい地震に変えてしまったのである。しかしこの余りにも乱暴な足切りは実はこれを実行した当の審査委員ですら全く信用もしていないやり方だったのである。

即ち、この審査の耐震を担当した大崎元委員は、先の近著の中で引用掲載した過去の地震表（甲十号証の八、Ｐ２２）の中で、嘉祥三年（八四五）の酒田地震など八四五から八七〇年までの歴史上の大地震として挙げた六つ地震の総べてについて、そのマグニチュードの単位・規模を理科年表記載の規模と全く同じ規模で採用記載している。この中のどれ一つとして「一八七四年以前…マグニチュードは〇・五程度過大に評価されている可能性があること」や「古い地震のマグニチュードは、控え目に見ても〇・二は差し引けるものと考える」（乙二号証の二、８－ノ－４４）という考え方も方式も使われていないのである。右審査の時には何の疑いもなく使用したはずの方式が、大崎氏個人の私的な著作の中にさえ使用されていないというのは一体どういうことか。まさに怒りを押さえることなしには語れない審査のデタラメさである。

このようにして被告は、理科年表記載の伊

予宇和島地震M七を〇・二引いてM六・八とし、伊予灘地域に現在蓄積されていると見なされる蓄積エネルギーM七・一から〇・二引いてM六・九として、伊方地点での地震の規模は六・七〜六・九と考え「将来もこの程度の地震が起るものと考えるのが適切」（乙二号証の二、８ーノー４４）と断定。これに安全係数(?)を〇・一上乗せして「その最大規模をM七とする」（同右）と見事な言葉のマジックが駆使されて、最低限でもM七・二相当のマグニチュードをとらなければならなかったはずのものが、二分の一の規模のM七に納ってしまったのである。

(5) 大地震の震源深さ三十キロ以上の説は根拠がない

次に被告は、二号炉敷地直下で地震が発生した場合、その震源深さは「大きな地震の起る深さは少くとも三十六キロより深い」として設計上はM＝七の地震の中心深さを三〇キロと浅く考える」ともったいつけて記すのであるが（乙第二号証の二、８ーノー４５、４６）、これも極めて根拠の薄い推定値であり、認められない。

即ち、被告が採用した深さ三十キロの根拠となったものは、一九二七年から一九六九年までのわずか四十二年間という短かい期間でしかなく、理科年表の千五百年間と比べても、わずか二十五分の一の期間である。おまけに三十六キロ平均の根拠となったものは、一九五一年からのわずか十八年足らずの期間のものを使用しているにすぎない。活断層の歴史は二百万年。地震予知連絡会が示した「この地域では三十年〜四十年ごとに地震が活発化する」と比べて、十八年の調査資料のおそまつさは明白である。更に、このわずかな期間に使用した地震の調査範囲たるや、東西方向で七十キロ、南北方向では六十キロしかない狭い地域である。本件伊方二号炉敷地をとりまく安芸灘、伊予灘、日向灘の地震帯＝特定観測地域の範囲は東西に約百キロ、南北では三百キロを越えるものである。一体なぜかくも短い期間と狭い地域の調査資料で事足れるとするのか、納得できない。とりわけ、被告が震源深さを深くとる理由にプレートテクトニクス論を採用するのであれば、当然のごとく、被告がプレートが潜っている先端があるとする伊方周辺の東西方向について、長くとって調査する必要があったはずである。それが伊方地点から西側わずか三十キロまでしか範囲をとらなかったのは、どういう科学的・地理的根拠にもとづくのか明らかにされなければ、被告の使用した調査とそれをもとにはじき出した三十キロ説はとうてい受け入れ難いものである。

(6) 震源深さはゼロとするのが合理的審査である。

では、被告が基礎数値を明らかにせずに断定した震源深さ三十キロより浅い地震は本当に起らないのであろうか。その可能性すらないとした被告判断は正しいであろうか。もちろん大間違いである。

即ち、被告の認めるところによっても、伊方二号炉近く北側わずか五〜八キロのところに大活断層中央構造線が横たわっており、また、地盤の項で明らかにしたごとく、伊方地点の地盤は断層と破砕帯だらけの上に、その数キロ近くにも、被告が未固着と認める数多くの断層が存在しているからである。すでに

前の甲九号証で見る通り、断層の長さわずか十キロ前後のものでも、直上では震度六以上になるのである。にもかかわらず、被告らはこれら地表に表われている未固着の断層・破砕帯の規模や長さ、方向などについて全く調査せず、当然にも審査にも反映していない。その上、薄い地表におおわれた地下の地層、断層については、敷地以外では全く調査すら行っていない。また原発の北側海底については、不正確な音波探査のみでボーリングの一本も実施していないのである。これでは、被告いうところの「将来起るべきものと考える地震に対して十分余裕のある耐震設計」は設定できないことは明白である。そしてこの項の最後として、被告が最大設計加速度としてAタイプM七・〇、震源深さ三〇キロ、震央距離ゼロと余りにも不当な数値ではじき出された百八十六ガルに対し、被告が上乗せした十四ガルと、同じくBタイプで七十六ガルに対し四ガルを上乗せし、それぞれ二百ガル、八十ガルとしているが、右の十四ガル、四ガルは一体いかなる地震学的根拠にもとづいた「上乗せ」数値なのか、全く意味がわからない点を指摘しておく。　（以下次号に続く）

（８頁から続く）

ほんとに残念です

公正な裁判をしてもらえると思って、私は信じておったんですけど、あんまりの無茶苦茶言いましようか、本当に。証人調べもまだすまぬさきに途中でああいうふうに打ち切ったから、これはもう本当の公正な裁判は、ようしなはらん裁判長やなあと思っておりましたけど、あなに無茶苦茶な判決とは思いませんでした。ほんとに残念です。これからも、子供や孫のために最後までやります。

（堀内さん）

恥ずかしい思いませんか

裁判長さん恥ずかしい思いませんでしようか、思いましたんです。あれほど悪いゆうのわかっておりながら、ああいう判決下しなはって、裁判長さん恥ずかしくあるまいか思います。

できるかぎり、いつまでも反対したい思います。　（徳田さん）

あれぐらいしかよう言えん

判決ああいうもんやとわかっておったからね。それがどうこういうことないし、別に腹も立たんし、ああやっぱりかというような感じですね。

１年１０カ月もたって、今、たったひとこと言うただけやったけど、あれぐらいなことしかよう言えんような状態なんでしようね。

（西村さん）

態度といい、やり方といい

不満だらけやな。

あの裁判長の態度といい、やり方といいな。ダメやな、ああいうことじゃ。（道休さん）

原発反対に変わるところはない

裁判長はしんどかった思うんじゃ。ああいう判決を出さないかんという、なにゆうかなあ。あの態度は、どうしてもあの判決を出さないかんようにされとったいうふんい気が最初からあってね、逃げ腰で。やっぱり、多少うしろめたいところがあったんやなかろうかと思う。本人自身はね。

ぼく自身は、だいたいこんな結果になるんじゃいうのは、もうわかってましたから、だいたいのとこね。とりたててどういうことないんやけど、まあ原発反対運動に変わるところはないですよ。　（西村さん）